

障害者支援施設 鹿野かちみ園

1 基本方針

利用者の人権を尊重しながら、一人ひとりが生きがいや役割をもって楽しく穏やかに生活できるよう日々支援するとともに、その人に相応しい自立への支援を行う。

また、地域に根ざした信頼される施設運営を目指す。

2 今年度重点事業目標

(1) 支援付き意思決定の促進

ア 社会生活における場面

「地域移行等意向確認に関する指針」に基づき、地域移行や園外の日中サービス利用の意向などを確認しながら、本人が望む場所での生活に向けての支援を行う。

併せて地域の社会資源の情報収集や活用の検討を行う。

イ 日常生活における場面

基本的生活習慣に関する場面のほか、複数用意された余暇活動の選択など、様々な日常生活場面で意思決定の機会を提供する。

また、社会の一員として極力施設の外に出かけ、社会資源の活用や地域行事を体感すること（世間を知る）、自分で好きな物を選ぶこと（買物、食事メニューなどの自己選択・自己決定）、例えば自分で商品や伝票をレジに持って行き会計を行うこと（社会生活力の育成）など、「代わり映えのしない施設入所生活」からの脱却を目指す。

ウ 意思を推定する力

当園利用者には「意思の推定」が必要な方が多い。

アとイを推進するに当たり、職員は絵カードや具体物を使って手がかりを得たり、その人の表情や感情から読み取るほか、その人の生活史、性向、好き・嫌い、強み・弱み、病歴などの情報把握に努めるとともに、表出性コミュニケーションの向上に向けた取組みを行い、意思を推定する力を養っていく。

(2) 障がいに関わった支援の充実

ア 要介助高齢知的障がい者支援の充実

高齢化に伴う身体機能低下（ADL低下）、生活習慣病、脳の機能低下（認知等の低下）に早期に気づき、治療に繋がったり機能低下防止のための支援に努める。

①内科医（週1回）や精神科医（月2回）の定期往診のほか、小さな異変に気づいたときでも、速やかに医療相談・受診に繋がっていく。

②毎年歯科医師による歯科検診を実施するとともに、毎月歯科医師及び歯科衛生士の往診のもと、ブラッシングケアを実施してもらう。

日々は職員が仕上げ磨きを入念に行い、虫歯予防、歯肉炎・歯周病予防に努める。

③機能訓練指導員を中心に、集団体操の時間を固定化して充実に努めるとともに個別リハ（温熱療法含む）にも努め、また利用者のポジショニングや福祉機器の点検・更新等にも努める。

④定期的に他法人の言語聴覚士を招聘し、喉つめや誤嚥防止のため嚥下機能評価を受け、食形態の見直し、その人に相応しい食事姿勢（クッション活用など含む）、自助具の検討等に繋がっていく。

⑤国保連より骨密度測定器を借用し、転倒骨折等のリスクが高い方を中心に骨密度測定を行い、骨粗鬆症治療薬の検討を行うとともに、環境調整、履き物の点検、センサーの有効活用、危険予知の訓練等に努める。

⑥認知症が疑われる方については、「知的障害者用認知症判別尺度（DSQIID）」を活用して認知レベルを推定して支援に繋がったり、「専門的環境支援指針（PEAP）」を活用して「見当識への支援」、「安全と安心への支援」などに繋げる。

⑦要介助高齢部会を中心に、喉詰め防止研修、ポジショニング・シーティング研修、おむつの正しい当て方研修などを行い、安心・安全な支援に繋げる。

イ 行動障がい者や精神障がい者支援の充実

行動障がい及び精神障がいの方への支援を充実することにより、落ち着いた生活が送れるように支援する。

① 行動障がいのある利用者の支援では、鳥取県発達支援センター「エール」の専門員の定期的な派遣のもと、障がい支援部会を中心に1ヶ月に1回の検討会及び研修会を実施し、構造化の構築や行動記録表などの分析をもとに当該利用者が日々見通しを持ち混乱の少ない生活ができるように努める。

② 精神障がいのある利用者の支援では、精神科病院医師の定期的往診のほか、他法人の臨床心理士の派遣のもと、毎月1回ケース検討会を開催し、障がい特性の理解や接し方について検討し、統一支援に繋げる。

(3) 日中活動の充実と潤いのある生活の提供

ア 日中活動の充実

地元の会社から作業を受託し、収入を工賃として支給することでやりがいに繋げる。

また、日々のアート活動のさらなる充実を図り、完成した作品を園内に飾ったり、年2回個展を開催することで、利用者の喜びや達成感に繋げるとともに、地域住民の障がい理解に努める。

イ 自治会活動の充実

利用者主体を心がけながら、毎月1回季節に応じたイベントを開催する。

(4) 職員の専門性の向上とメンタルヘルスの推進

ア OJTの推進

発達障がい支援のスーパーバイザー、医師、臨床心理士、言語聴覚士など各分野の専門職の定期的な派遣を受けて、事例検討会、勉強会等を行い、支援の専門性の向上に繋げる。

また、適切な支援（虐待防止）のための研修会、上司を巻き込んだ支援困難利用者の支援の在り方検討会、園外で生じた虐待や不適切支援の事例を題材とした勉強会等に努める。その他、必要な研修を開催する。

イ Off-JTの推進

強度行動障害支援者養成研修、サービス管理責任者研修などに積極的に参加する。

また、経営、権利擁護、苦情、リスクマネジメント、感染症予防、食品衛生など各種研修に参加する。

ウ SDSの推進

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の国家資格取得を促すとともに取得に向けた配慮に努める。

エ エルダー制度の推進

先輩職員をエルダーとし、新任職員に対し、業務、技術、心構え等について指導したり相談にのることで、社会人として福祉人として基本的な姿勢等を身につけさせる。

(5) 経営改善・基盤の確立

ア 利用者の住まいの希望聞き取りを行いつつ地域移行を推進していく。

その結果、入所・生活介護とも定員を60名から50名に変更することを検討する。

イ 現状の1.7（利用者）：1（サービス提供職員）配置の確保に努める。

ウ セーフティネット的役割を担っていく。

エ 目標稼働率 生活介護90%、施設入所支援86%、短期入所25%